

事 務 連 絡
令和2年6月17日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局

「熱中症警戒アラート（試行）」の周知等 について（依頼）

新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用を含む「新しい生活様式」の実践が求められており、今夏は、例年以上に熱中症に気をつけることが重要となっております。

こうした中、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、気象庁・環境省で新たに暑さへの「気づき」を呼びかけ、熱中症予防行動を効果的に促すための情報提供（「熱中症警戒アラート（試行）」）が開始されることとなりました。

今年度は、関東甲信地方の1都8県（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県）で先行的に実施、来年度から、全国で本格運用の予定です。

貴団体におかれましては、貴会会員に対し、「熱中症警戒アラート（試行）」について周知いただくとともに、アラートが発表された際の熱中症予防対策の普段以上の徹底について万全を期していただくよう、よろしくお願いいたします。

（別添）

○「熱中症警戒アラート（試行）」が始まります（令和2年6月16日気象庁プレス発表資料）